

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系ランドリー空調機ルーバー(空気取入口)ダクト部において、ダクト下部より腐食によるルーバーダクト内水(雨水)の漏えい(2秒に1滴、汚染あり(福島第一原子力発電所由来と推定されるセシウム137))が認められたため、当該ダクト部を点検・修理。なお、当該漏えい箇所及びルーバーダクトの区画を実施。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	固化系窒素製造装置空気圧縮機(B)潤滑油圧カススイッチにおいて、動作不良(圧縮機の油圧低下による自動停止が通常0.20MPaのところ、0.36MPaで停止)が認められたため、当該圧カススイッチを点検・修理。	GIII	
3	その他	所内用水系ろ過水タンク(No. 1)本体に設置の昇降用階段手摺りにおいて、腐食による折損(一部分)が認められたため、当該箇所を点検・修理。なお、折損箇所が識別できるよう注意喚起表示札等を設置。	GIII	